

コイル T m : 1 0 0 p p m .

前年に引き続き、農林蚕試、同関西支場および茨城、栃木、埼玉各県蚕試の5カ所で、夏期散布が桑の側芽の発芽促進ならびに生長に及ぼす影響および蚕への散布桑給与の影響などを試験した。

その結果は、春切り、夏切りともに散布したものは発芽ならびにその後の伸長が良好で、前者には7月15日、後者には7月30日前後の散布が適期と推定された。なお前年散布したものは春に不発芽が多かったが、春切りしたものはその後の生長は異常なかったため、GR-24を散布した桑園は翌年は春切りして夏秋蚕用とすべきである。

蚕の飼育試験の結果も悪い影響はまったくみられなかった。

2. エスレル

毒性は経口急性 L D₅₀ : 5 5 0 0 mg / Kg.

条桑における桑葉の離脱促進および蚕への影響ならびに桑苗の掘取前の脱葉促進効果の有無をみるため、農林蚕試において試験した。

その結果によると、短時間で脱葉する有効濃度は1000～1500ppm、また温度は20～30℃で効果が顕著であった。また、条桑の伐採収穫時期との関係を見ると、秋末になるに

したが脱葉時間が短縮された。桑苗についても葉の老熟にともない低濃度でも効果がみとめられ、しかも温度の効果を上廻った。

蚕に対しては、適量散布後の桑葉を給与しても、飼育経過、繭重などに差はなく、エスレルが直接蚕に悪影響をあたえることはなかったが高濃度、高濃度になると葉質低下による被害がみられた。

以上のように刈取条桑の桑葉離脱促進効果はみとめられたが、桑苗については植付後の生育ならびに他地域での試験が必要である。また、圃場における桑葉の離脱については翌春以後の生育経過を追試する必要がある。

本年の試験成績の概要は上記のとおりであったが、近年桑園用除草剤として新しく登場して普及に至ったものはきわめて少ない。これは、従来のものに比べて格段にすぐれた効果のあるものがないことのほか、養蚕農家が新しいものを危険視することも一因であろう。したがって、今後除草効果はもちろんのこと、蚕桑に対して被害のないものが期待されるのみでなく、公害防止という点からも、単に急性毒性のみでなく、土壤中での移動や毒物の残留、集積なども問題になってくるであろう。

☆ 農薬の使用規制

昭和46年1月14日、改正農薬取締法が公布され、4月1日施行のはこびとなったが、作物残留性農薬の使用規制（第12条の2）、土壌残留性農薬の使用規制（第12条の3）、水質汚濁性農薬の使用規制（第12条の4）、についての規定が設けられた。したがって農

薬による農作物または土壌汚染により、人畜に危害を及ぼすおそれのある場合は、そのような危害を及ぼすことのないように、使用者が遵守すべき基準の範囲内で使用し、この基準に違反して使用してはならない。水質汚濁性農薬については、都道府県知事の許可を受けなければ使用することはできない。